

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

(厚生労働省2月17日発表抜粋)

1、相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られたときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定しておく。

2、帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方。
(解熱剤や飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

【帰国者・接触者相談センター（新型コロナウイルス関係電話相談窓口）】

厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653(フリーダイヤル)

(9:00～21:00土日・祝日も実施)

茨城県庁内相談窓口 TEL 029-301-3200 (平日 9:00～17:00)

茨城県内各保健所 TEL 各所管保健所 (平日 9:00～17:00)

水戸保健所 TEL 029-241-0100

ひたちなか保健所 TEL 029-265-5515

日立保健所 TEL 0294-22-4188

大成女子高等学校新型コロナウイルス対応について

1 発熱などのかぜの症状がみられた場合

無理して登校せず、自宅で療養してください。また、症状によっては、帰国者・接触者相談や医療機関への受診してください。

2 新型コロナウイルス感染症と診断、または下記の「2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安」に該当する場合

(1) 出席停止

治癒するまで出席停止とします。登校することはできませんが、欠席のあつかいにはなりませんので、療養および感染防止に努めてください。なお、同居のご家族が陽性と診断された場合も同様とします。

(2) 学校への連絡

感染症の恐れがあり、医療機関を受診した場合、受診結果をすみやかに学校へ連絡してください。